

工 作 物	
水とみどりの景観形成重点地区の景観形成基準に対する措置状況説明書	
善福寺川・神田川・妙正寺川沿い周辺地区	高さ 10m 以上の工作物又は高さ 2m 以上の擁壁、橋梁その他 これに類する工作物で河川を横断するもの
(1) 規模	
①河川の水上や遊歩道から見たときに、圧迫感を感じさせないように、長大な壁面の工作物は避ける。	
記載欄	
(2) 形態・意匠・色彩	
① 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」(杉並区景観計画 P. 96) に定める基準に適合したものとする。	
記載欄	
②河川の水上、対岸、橋梁などの主要な眺望点から見たときに、水辺の自然環境や周辺建築物と調和する形態・意匠とする。	
記載欄	
③擁壁や法面では、自然素材等の活用や壁面緑化等を行い、形態・意匠を工夫する。	
記載欄	
上記以外で特に景観に配慮した事項	
記載欄	